

介護職員養成講座重要事項説明書

研修事業者

事業者名	社会福祉法人 観音寺市社会福祉協議会
代表者名	会 長 佐 伯 明 浩
所 在 地	香川県観音寺市坂本町一丁目 1 番 6 号

1 開講の目的

介護保険及び障害福祉サービス等の円滑な実施に向けて、地域で介護職員としての新たな就業機会を創出するために、基本的な介護業務ができるよう知識や技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを習得させる。

2 研修の名称

介護職員養成講座

3 課程及び形式

介護職員初任者研修課程（通学）

4 研修場所

- （１）講義 観音寺市社会福祉センター 観音寺市坂本町一丁目 1 番 6 号
- （２）演習 観音寺市社会福祉センター 観音寺市坂本町一丁目 1 番 6 号

5 研修期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から 1 0 月 9 日（木）まで

6 研修の時間数及び使用する教材

- （１）時間 （別紙「介護職員養成講座日程表」参照）

ア 研修 1 3 0 時間 （講義 9 1 時間 演習 3 9 時間）
イ 修了評価試験 1 時間

- （２）教材

「介護職員初任者研修テキスト」一般財団法人 長寿社会開発センター

7 募集期間

令和 7 年 7 月 1 日（火）から 8 月 1 5 日（金）まで

8 受講対象者

介護職を希望され、全課程受講できる方

9 受講定員

4 0 名

10 受講手続及び本人確認の実施方法

- （１）受講手続

「介護職員養成講座申込書」の持参又は郵送にて受付する。

受付期間終了後に受講決定通知を郵送する。

（応募者が定員を超えた場合は書類選考）

指定期日に受講料を受付窓口にて納付した者を最終的に受講者とする。

- （２）本人確認

受講申込時に、運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、パスポート等にて本人確認する。

郵送での受講申込の場合は受講料納付時に確認する。

11 科目の一部免除の取扱いと手続

生活援助従事者研修修了者、介護に関する入門的研修修了者、認知症介護基礎研修修了者、訪問介護に関する三級課程修了者に対しての科目免除は行わない。

- 12 受講料
40,000円（消費税、教材費込）
- 13 実技評価及び修了評価の方法
(1) 実技評価
別紙「実技評価基準等」のとおり
(2) 修了評価
別紙「修了評価基準等」のとおり
- 14 未修了者又は辞退者の取扱方法及び費用等
(1) 自己都合による未修了者及び辞退者については修了することはできない。
(2) 開講前日までの辞退者にはテキスト代（税込7,124円）を除いた受講料を返金するが、開講当日以降は返金しない。
- 15 補講を実施する場合の実方法及び費用等
(1) 修了評価基準に満たない受講者に対しては、補講及び再評価を実施し、原則として8か月以内に修了することとするが、やむを得ない場合は1年4か月以内とする。
(2) 特別な事情により遅刻、欠席した場合に限り、本人の申し出により補講を実施し、原則として8か月以内に修了することとするが、やむを得ない場合は1年4か月以内とする。
その場合の補講料は、1細目につき3時間までを5,000円（税込）、3時間以上を10,000円（税込）とする。
- 16 受講中の事故等についての対応
受講中に生じた事故については、当法人が加入する保険で対応する。
但し、本人の故意、重大な過失による事故は本人の責任とする。
- 17 個人情報の取扱い
受講者から得た個人情報は、「個人情報保護法」及び「社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会個人情報保護規程」により厳重に管理する。
なお、修了者は香川県の管理する修了者名簿に記載される。
- 18 情報の開示を行うためのインターネット上の事業者のホームページアドレス
<http://www.kansyakyo-egao.jp>
- 19 研修責任者・研修事務担当者
責任者：田中 靖 事務担当者：太田 亜弥子
- 20 修了証書を紛失・毀損した場合の取扱い方法及び費用等
本人の申請により再交付する。（無料）
- 21 問合せ・申込み先
〒768-0067 観音寺市坂本町一丁目1番6号
社会福祉法人 観音寺市社会福祉協議会
TEL 0875-25-7773（代表）
25-7752
FAX 0875-25-7736
- 22 その他事項
募集人員を越えた応募があった場合の選考方法
「介護職員養成講座申込書」の受講希望理由を記入する欄の内容から、下記を基準として、事業者内の選考者5名により各自5点満点で採点し、上位点数者を選考する。（同点の場合は高齢の者を優先する。）
① 介護職員として就職を希望する者
② 介護職員になることに熱意が感じられる者
③ 介護職員としての識見がある者